

東山区選挙管理委員会告示第6号

公職選挙法に基づいて行う各種選挙の投票区（昭和27年9月1日東山区選挙管理委員会告示第6号）の一部を次のとおり改めます。

令和2年12月8日

東山区選挙管理委員会
委員長 村井 正

第8投票区の項中「今熊野日吉町の一部（京都女子大学日吉寮の区域）」を削る。

第11投票区の項、第12投票区の項及び第13投票区の項を次のとおり改める。

第11投票区	本町十四丁目，本町十五丁目，本町十六丁目，本町十七丁目，本町十八丁目，本町十九丁目，本町二十丁目，本町二十一丁目，本町二十二丁目，福稲岸ノ上町，福稲柿本町，福稲上高松町，福稲下高松町，福稲高原町，福稲川原町，福稲御所ノ内町，泉涌寺東林町の一部（15番地～19番地及び29番地～45番地の区域），今熊野南谷町，今熊野本多山町
第12投票区	今熊野柳ノ森町の一部（1番地～7番地，10番地，28番地～36番地及び39番地～41番地の区域），東瓦町，今熊野劔ノ宮町，今熊野総山町，今熊野池田町の一部（1番地～7番地及び67番地の区域），泉涌寺山内町の一部（20番地，22番地及び25番地の区域），今熊野梅ヶ谷町，今熊野泉山町の一部（1番地の区域），今熊野月輪町，今熊野小松山町，今熊野宝蔵町，今熊野日吉町，今熊野南日吉町

（東山区選挙管理委員会事務局）